

## 議案第 96 号 北九州市漁港管理条例等の一部改正について

### 1 改正理由

「北九州市公共施設マネジメント実行計画」（平成 28 年 2 月策定）の基本方針に沿って昨年 12 月に策定した「公の施設に係る受益と負担のあり方」に基づき、公の施設の使用料等を改定するため、関係規定を改めるもの。

### 2 改正内容

#### (1) 使用料等の引上げ

下表のように施設使用料を改定する。

施設名	中分類	改定率
脇田漁港フィッシャリーナ、釣り台付き遊歩道	産業関連 (レジャー系)	1.1 倍
テレワークセンター、学術研究都市	産業関連 (産業支援系)	1.5 倍
産業技術保存継承センター	環境・産業学習	1.5 倍
旧大阪商船、旧門司三井倶楽部、門司港レトロ観光物産館	観光	1.5 倍
総合農事センター	有料公園等	1.5 倍
小倉城庭園	美術館・博物館等	1.2 倍

#### (2) 貸出時間等の見直し

利用実態を踏まえ、会議室などの利用時間の単位を 1 時間あたりに改定する。

### 3 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日

### 4 経過措置

条例施行日の前日までに改正前の条例の規定により使用の許可がなされた使用料については、なお従前の例による。

### 5 その他

年長者施設利用証による減免の見直し（10割減免で無料となっている施設については3割負担とする）については、使用料改定の施行期日に合わせて行う予定。

※ 減免の見直しは条例改正を伴わないため。

### 6 添付資料

- ・使用料等の改正内容・・・資料 1 P 2～P 3
- ・各施設の使用料改定（案）・・・資料 2 P 4～P 7
- ・高齢者減免見直し対象施設・・・参考 P 8



## 使用料等の改定内容

## 1 産業関連施設（レジャー系） 【基準となる受益者負担割合：75%】

改定する施設	改定内容	
脇田漁港フィッシャリーナ、 釣り台付き遊歩道  【北九州市漁港管理条例】	改定率	産業関連施設（レジャー系）の受益者負担割合は67.0%であるため1.1倍に料金を改定 ただし、脇田漁港フィッシャリーナの長期係留棧橋は、市内居住者より高く設定した市外居住者の料金を新設 釣り台付き遊歩道は、既存の料金を改定せず、同伴者料金区分を新設することにより必要な受益者負担額を確保
	貸出時間等	

## 2 産業関連施設（コンベンション等） 【基準となる受益者負担割合：75%】

改定する施設	改定内容	
商工貿易会館  【北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例】	改定率	産業関連施設（コンベンション等）の受益者負担割合は90.2%であるため料金改定を行わない
	貸出時間等	需要が見込めないため特別会議室を廃止する

## 3 産業関連施設（産業支援系） 【基準となる受益者負担割合：50%】

改定する施設	改定内容	
テレワークセンター  【北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例】	改定率	産業関連施設（産業支援系）の受益者負担割合は30.2%であるため1.5倍に料金を改定 （基準による改定率は1.7倍であるが、激変緩和1.5倍を適用）
	貸出時間等	

## 4 環境・産業学習施設 【基準となる受益者負担割合：10%】

改定する施設	改定内容	
産業技術保存継承センター  【北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例】	改定率	環境・産業学習施設の受益者負担割合は2.8%であるため1.5倍に料金を改定 （基準による改定率は3.6倍であるが、激変緩和1.5倍を適用）
	貸出時間等	

## 5 観光施設 【基準となる受益者負担割合：50%】

改定する施設	改定内容	
旧大阪商船、旧門司三井倶楽部、 門司港レトロ観光物産館  【北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例】	改定率	観光施設の受益者負担割合は35.1%となっており、「基準となる受益者負担割合」を達成していない施設を1.5倍に料金改定することで、施設中分類単位で、必要な受益者負担割合を達成することを目指す
	貸出時間等	

6 有料公園等 【基準となる受益者負担割合：25%】

改定する施設		改定内容
総合農事センター	改定率	有料公園等の受益者負担割合は14.6%であるため1.5倍に料金を改定 (基準による改定率は1.7倍であるが、激変緩和1.5倍を適用)
【北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例】	貸出時間等	展示ホールの料金は、午前・午後の2区分から1時間単位に変更

7 美術館・博物館等 【基準となる受益者負担割合：25%】

改定する施設		改定内容
小倉城庭園	改定率	美術館・博物館等の受益者負担割合は20.7%であるため、1.2倍に料金を改定
【北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例】	貸出時間等	

8 産業関連施設（産業支援系） 【基準となる受益者負担割合：50%】

改定する施設		改定内容
学術研究都市	改定率	産業関連施設（産業支援系）の受益者負担割合は30.2%であるため1.5倍に料金を改定 (基準による改定率は1.7倍であるが、激変緩和1.5倍を適用)
【北九州学術研究都市条例】	貸出時間等	

各施設の使用料改定（案）

資料 2

■脇田漁港フィッシャリーナ

区分		現行使用料		改定案		備考
船舶保管施設 （脇田漁港 フィッシャ リーナ）	長期係 留棧橋	船舶の長さ1メー トルにつき	月額1,310円		市内居住者	月額1,450円
	一時係 留棧橋		日額340円		市外居住者	月額1,500円
					日額370円	
交流室	区分	9時～12時	12時～17時	9時～12時	12時～17時	
		180円	350円	190円	380円	

※設備の使用料も同様の値上率（現行使用料×1.1倍）で改定予定

■釣り台付き遊歩道

区分		現行使用料		改定案		備考
釣り台	区分	大人	小・中学校の 児童及び生徒	大人	小・中学校の 児童及び生徒	
	個人	日額1,000円	日額500円	現行どおり		
	団体（30人以上）	日額800円	日額400円			
	回数券（11枚つづり）	10,000円	5,000円			
遊歩道			200円	100円		

※釣り台の額には、遊歩道の利用料金を含むものとする。

■テレワークセンター

区分		現行使用料		改定案		備考
事務室	1平方メートルにつ き	月額2,700円		現行どおり		
作業室		500円		750円		
会議室	A	1時間又はその端数 ごとに 2,400円		3,600円		
	B	1,300円		1,950円		
	C	3,100円		4,650円		

※設備の使用料も同様の値上率（現行使用料×1.5倍）で改定予定

■産業技術保存継承センター

区分			現行使用料		改定案		備考
企画展示室	陳列品の観覧料	区分	大人	小・中学校の児童及び生徒	大人	小・中学校の児童及び生徒	
				個人	1,500円	750円	2,250円
		団体（30人以上）	1,200円	600円	1,800円	900円	
スタジオ		1時間又はその端数ごとに	平日	土曜日、日曜日、休日	平日	土曜日、日曜日、休日	
			2,500円	3,000円	3,750円	4,500円	
多目的スペース				1,100円		1,650円	
工房	金属加工室			1,200円		1,800円	
	溶接室			600円		900円	
	木材加工室			400円		600円	
	設計室			600円		900円	
	シャワー室		100円		150円		

※設備の使用料も同様の値上率（現行使用料×1.5倍）で改定予定

■旧大阪商船

区分			現行使用料		改定案		備考
展示室	区分		大人	小・中学校の児童及び生徒	大人	小・中学校の児童及び生徒	
		個人	1人1回	100円	50円	150円	70円
		団体（30人以上）		80円	40円	120円	60円
多目的ホール	9時～12時		700円		1,050円		
	12時～17時		1,100円		1,650円		
	17時～22時		1,800円		2,700円		

※設備の使用料も同様の値上率（現行使用料×1.5倍）で改定予定

■旧門司三井倶楽部

区分			現行使用料		改定案		備考
2階入館料	区分		大人	小・中学校の児童及び生徒	大人	小・中学校の児童及び生徒	
		個人	1人1回	100円	50円	150円	70円
		団体（30人以上）		80円	40円	120円	60円
多目的スペース	9時～12時		700円		1,050円		
	12時～17時		1,100円		1,650円		
	17時～22時		1,800円		2,700円		

※設備の使用料も同様の値上率（現行使用料×1.5倍）で改定予定

■門司港レトロ観光物産館

区分		現行使用料		改定案		備考
区 分		9時～17時	17時～22時	9時～17時	17時～22時	
多目的ホールA・B	1時間又はその端数ごとに	500円	800円	<b>750円</b>	<b>1,200円</b>	
多目的ホールA		250円	400円	<b>370円</b>	<b>600円</b>	
多目的ホールB		250円	400円	<b>370円</b>	<b>600円</b>	

■総合農事センター

区分		現行利用料金		改定案		備考
冷蔵庫	0.06立方メートルにつき	日額 市外居住者 30円		日額 市外居住者 40円		
		日額 市内居住者 20円		日額 市内居住者 30円		
展示ホール		9時～12時	800円～3,600円	<b>1時間又はその端数ごとに 400円～1,800円</b>		
		12時～16時30分	1,200円～5,400円			
研修室	1時間又はその端数ごとに	300円～800円		<b>450円～1,200円</b>		
小会議室	1時間又はその端数ごとに	100円		<b>150円</b>		

■小倉城庭園

区分				現行使用料			改定案			備考
小倉城庭園	入場料	区分		一般	中学校及び高等学校の生徒	小学校の児童	一般	中学校及び高等学校の生徒	小学校の児童	
		個人	1人 1回	300円	150円	100円	<b>350円</b>	<b>200円</b>	<b>100円</b>	
		団体(30人以上)		240円	120円	80円	<b>280円</b>	<b>160円</b>	<b>80円</b>	
		共通入場券		190円	90円	60円	現行どおり			
区分				平日	土曜日、日曜日、 休日	平日	土曜日、日曜日、 休日			
和室1	3時間ごとに	1,700円～2,600円	2,000円～3,100円	<b>2,040円～3,120円</b>	<b>2,400円～3,720円</b>					
和室2	3時間ごとに	1,700円～2,600円	2,000円～3,100円	<b>2,040円～3,120円</b>	<b>2,400円～3,720円</b>					
和室3	3時間ごとに	1,300円～2,000円	1,500円～2,400円	<b>1,560円～2,400円</b>	<b>1,800円～2,880円</b>					
研修室	3時間ごとに	800円～1,300円	900円～1,600円	<b>960円～1,560円</b>	<b>1,080円～1,920円</b>					

■学術研究都市

区分		現行使用料	改定案	備考
研究室	1平方メートルにつき	月額2,000円	現行どおり	
共同研究室	1平方メートルにつき	月額1,000円		
研修室	1時間又はその端数ごとに	2,800円～3,200円	4,200円～4,800円	
	終日（9時～22時）	28,700円～32,800円	43,050円～49,200円	
会議室等	1時間又はその端数ごとに	500円～2,300円	750円～3,450円	
	終日（9時～22時）	5,400円～24,200円	8,100円～36,300円	
開発室等	1時間又はその端数ごとに	100円～7,600円	150円～11,400円	
講義室	1時間又はその端数ごとに	1,600円～4,900円	2,400円～7,350円	
	終日（9時～22時）	16,700円～51,000円	25,050円～76,500円	
制作室	1時間又はその端数ごとに	200円～5,500円	300円～8,250円	
	終日（9時～22時）	2,100円～57,200円	3,150円～85,800円	
ホール及び控室	午前（9時～12時）	1,000円～27,500円	1,500円～41,250円	
	午後（13時～17時）	1,000円～36,700円	1,500円～55,050円	
	夜間（18時～22時）	1,000円～44,000円	1,500円～66,000円	
	午前・午後（9時～17時）	2,000円～58,700円	3,000円～88,050円	
	午後・夜間（13時～22時）	2,000円～71,900円	3,000円～107,850円	
	終日（9時～22時）	3,000円～101,200円	4,500円～151,800円	
宿泊室	1泊ごと	3,000円～6,000円	4,500円～9,000円	

※器具・設備の使用料も同様の値上率（現行使用料×1.5倍）で改定予定



高齢者減免見直し対象施設（産業経済局所管分施設）

- 年長者施設利用証（65歳以上に交付）により、現在10割減免で無料となっている  
 下記の施設については、3割負担（7割減免）に見直す予定。

（単位：円）

施設名	料金区分	【参考】 一般料金 改定案	減免後 料金 (7割減免)	備考
旧門司三井倶楽部	入館料	150	40	
旧大阪商船	観覧料	150	40	
小倉城	入城料	※350	100	

※料金改定は行わない予定